

第3章 推進体制

1 推進体制

第2次産業振興ビジョンの推進にあたっては、札幌市関係部局が連絡調整を行いながら庁内横断的に取り組むことはもちろんのこと、国、北海道などの関係する行政機関や企業・経済団体、大学を含めた研究機関、金融機関、関連支援機関などが互いに連携しながら施策を進めていきます。

2 進行管理

第2次産業振興ビジョンが十分に機能していくためには、「基本施策」の実施状況と成果を定期的に把握・点検し、ビジョン全体の成果として評価することが必要です。

その結果、進捗が十分ではない場合には、原因を分析した上で、新たな対応を講じていくなど、計画的な進行管理を行っていく必要があることから、実施状況については、「札幌市中小企業振興審議会¹¹⁹」に報告し、適切に進行管理を行います。

3 見直し

第2次産業振興ビジョンは、中・長期的な計画であり、今後、社会経済情勢の変化が生じることも考えられ、このような場合には、柔軟にビジョンを改定することが必要です。

令和9年度(2027年度)を目途として、社会経済情勢の変化に応じながら第2編を中心に第2次産業振興ビジョンの改定を予定していますが、改定にあたっては「札幌市中小企業振興審議会」において、改定の内容を審議するとともに、中小企業をはじめとした市民の意見を反映させて、見直しを行います。

119 札幌市中小企業振興審議会：札幌市中小企業振興条例に基づいて設置する市長の附属機関(専門家や市民の意見を行政に反映させるため、審査、諮問等を目的として、地方自治体の規定により、法律又は条令に基づいて設置される機関)。札幌市中小企業振興審議会は、中小企業振興施策について調査、審議等を行う機関で、20人以内の委員で構成されている。